

介護職員等処遇改善加算

介護職員等処遇改善加算Ⅰ取得事業所

川棚町社会福祉協議会の訪問介護事業所および通所介護事業所は、令和6年6月より「介護職員等処遇改善加算Ⅰ」を取得しております。

「介護職員等処遇改善加算」とは

介護職員の処遇改善につきましては、これまでも何度か取り組みが行われてきました。令和6年6月の介護報酬改定において、これまでの「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」「介護職員等ベースアップ等加算」が一本化され「介護職員等処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算の算定を行っております。

【介護職員等処遇改善加算の算定要件】

・「キャリアパス基準」（任用要件・賃金体系、研修の実施等、昇給の仕組み、改善後の賃金額、介護福祉士等の配置）、「月額賃金改善要件」（新加算ⅣのⅠ/2以上を基本給等で配分）、「職場環境等要件」（※下記）の3種類の要件を満たすことが必要です。当法人は介護職員の人材確保を更に推し進め、介護現場で働く方々にとって、賃金のベースアップにつながるよう要件整備を行っています。

※当法人における「職場環境等改善に係る取組項目及びその具体的な取組内容」につきまして、以下のとおり公表します。

具体的な取組み内容

区 分	内 容	当法人としての取組み
介護職入社促進に向けた取組み	①法人理念等の実現に向けた施策の明確化 ④職場体験、地域交流を通じた介護魅力発信	①毎月の会議や研修で法人理念および運営方針の情報を共有している。 ④毎年、小中高学生の職場体験や法人事業へ参加してもらう中で、職場の情報発信を行っている。
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	⑤資格取得、各ケアの研修受講支援 ⑥研修の受講や資格・職位に応じた人事考課制度等の導入	⑤研修費等の補助や勤務シフトの考慮等、職員が研修や講習を受けやすい環境を整えている。 ⑥外部研修を定期的、計画的に受講可能な仕組みを設け、職員全員の資質向上を図る。
両立支援・多様な働き方の推進	⑨子育て、介護等と仕事の両立（休暇制度、託児所など） ⑩勤務調整、短時間雇用、正社員制度の導入など ⑪有給休暇を取得しやすい環境の整備、取得状況把握等	⑨育児休業、介護休業、看護休業制度を活用しやすいように体制を整えている。また急な休みにも対応できるように勤務シフトを工夫してる。 ⑩家庭の都合に合わせた短時間勤務契約（契約職員：非常勤）を可能にしている。 ⑪個々の状況にあわせ時間単位、半日単位での柔軟な形での有給休暇の取得が可能（取得条件有）。
腰痛を含む心身の健康管理	⑭短時間勤務者の健康診断・ストレスチェック等の健康管理対策 ⑯事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	⑭毎年、全職員の法人負担での健康診断、業務におけるストレスチェック等の確認、評価に努めている。 ⑯事故対応や緊急時のマニュアルを整備している。
生産性向上のための業務改善の取組み	⑱現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等） ⑳介護ソフト（記録、情報共有等）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入 ㉔共同で実施する委員会、各種指針・計画・物品購入等	⑱法人全体の会議や各事業所単位での毎月の定例会の際、現場の声を聞き課題の抽出や把握を行い、解決に向けて検討している。 ㉑パソコンやタブレットの介護ソフトの活用で情報共有、記録の電子化による業務負担の軽減を行っている。 ㉔法人としての委員会の設置や開催、各種要項や指針、計画の統一化を図っている。
やりがい・働きがいの醸成	㉕ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ㉖地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 ㉗利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供	㉕毎朝のミーティング実施、月次の会議の中でコミュニケーションの円滑化、ヒヤリハット報告や事故報告の共有化によりケア内容の改善を図っている。 ㉖小中高生や高齢者との交流のため、社協での体験の場の設定や地域に出向いて交流をはかっている ㉗理念や倫理規程を法人内に掲げ、その理念を念頭に置いて日頃のケアに努めている。